

目 次

第1章 災害予防計画.....	1
第1節 林野火災に強い地域づくり.....	1
第2節 林野火災防止のための情報の充実.....	3
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え.....	4
第2章 災害応急対策計画.....	6
第1節 林野火災の警戒活動.....	6
第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制.....	7
第3節 活動体制の確立.....	8
第4節 消火活動.....	9
第5節 二次災害の防止活動.....	11
第3章 災害復旧計画.....	12
長野県消防防災ヘリコプター緊急運航要領.....	13
様式第1号（第5関係）.....	16
消防防災ヘリコプターの緊急応援要請フローチャート.....	19

第1章 災害予防計画

第1 基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件の下において発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては消防活動従事者の人命を奪うような危険性や人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう活動体制等の整備を図る。

第1節 林野火災に強い地域づくり

第1 基本方針

市は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮して林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成してその推進を図る。

第2 主な取り組み

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を確立する。
- 2 林野火災対策計画に基づく予防対策を実施する。

第3 計画の内容

1 林野火災対策計画の確立

(1) 基本方針

関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を作成して林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・農林課・東御消防署）

関係機関と緊密な連携を取り林野火災消防計画の確立を図るものとして計画の作成にあたっては森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査の上、次の事項等について計画する。

- (ア) 特別警戒実施計画
 - a 特別警戒地域
 - b 特別警戒時期
 - c 特別警戒実施要領
- (イ) 消防計画
 - a 消防分担区域
 - b 出動計画
 - c 防御鎮圧要領
- (ウ) 資機材整備計画
- (エ) 防災訓練の実施計画
- (オ) 啓発運動の推進計画

2 予防対策の実施

(1) 基本方針

林野火災対策計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・農林課・東御消防署）

市は、林野火災防止のため次の事業を行う。

(ア) 防火思想の普及

- a 防災関係機関の協力を得て入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- b 林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。
- c 自主防災組織の育成を図る。

(イ) 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

- a 林野火災発生の高危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定して、地域の実態に即した対策事業を推進する。
- b 林野火災予防マップ作成の推進を図る。
- c 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。
- d 予防資機材・水囊付き手動ポンプ等の初期消火機材の整備を推進する。

(ウ) 山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等による巡視

(エ) 森林所有(管理)者に対する指導

- a 火の後始末の徹底
- b 防火線・防火樹帯の設置
- c 自然水利の活用による防火用水の確保
- d 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか消防機関への届出と連絡方法を確立する。
- e 火災多発期における見回りの強化
- f 消火のための水の確保

(オ) 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野縣市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備

第2節 林野火災防止のための情報の充実

第1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

第2 主な取り組み

- 1 気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 2 林業関係者、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 気象情報の収集体制の整備

(1) 基本方針

気象警報・注意報等の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講じる。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・企画振興課）

長野気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

2 林野火災関連情報等の収集体制の整備

(1) 基本方針

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・農林課・東御消防署）

林野火災の発生しやすい時期において、広報車等により林野火災の発生の危険性が高い地域を中心にパトロールを実施することによって入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制整備を行う。

第2 主な取り組み

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。
- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡関係

(1) 基本方針

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保して円滑な連絡体制を整備する。また、必要に応じてヘリコプター、車両等を現地に派遣して被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実実施計画（総務課・東御消防署）

防災行政無線、携帯電話等を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。

また、状況に応じてヘリコプター又は車両による現地情報の収集体制を整備する。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができるよう体制の確保を図る。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実実施計画（総務課・東御消防署）

(ア) 職員の参集等活動体制の確認を行う。

(イ) 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

3 消火活動関係

(1) 基本方針

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施して、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画(総務課)

(ア) 消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施して消防体制を強化する。

(イ) 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 基本方針

消防機関及び関係機関が参加して、実践的な消火等の訓練を実施する。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

(ア) 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

(イ) 消防職員・消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱に関する講習等を実施する。

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに速やかな情報の収集・状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等迅速かつ的確な消防活動を行う。

第1節 林野火災の警戒活動

第1 基本方針

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化して地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起して火気取扱の指導取締りを行い、火災発生を防止するとともに応急体制を準備する。

第2 主な活動

林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに火の使用制限等を行う。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

林野火災の発生のおそれのある時期に多様な広報手段を利用して、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（農林課・東御消防署）

(ア) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可は時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に接近している場合は、関係市町村に通知する。

(イ) たき火の制限

- a 気象状況が悪化して、林野火災発生のおそれがある場合は入林者等に火を使用しないように要請する。
- b 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。
- c 火災警報の住民及び入林者への周知は打鐘、サイレン等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか(株)上田ケーブルテレビジョン、(株)エフエムとうみ等を通じて周知徹底する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

第1 基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のため、関係機関相互の連絡体制を確保する。

第2 主な活動

災害情報の収集及び連絡体制を確保する。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保して、正確な災害情報の収集に努め報告する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

（ア）ヘリコプターによる偵察の要請

（イ）職員の災害現場への派遣

第3節 活動体制の確立

第1 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

第2 主な活動

- 1 災害情報の収集・連絡を実施する。
- 2 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡体制

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保して、正確な災害情報の収集に努める。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（総務課・農林課・東御消防署）

（ア）職員の災害現場への派遣及び状況報告

（イ）消防署から消防本部への火災速報の送信

（ウ）状況に応じ、消防隊ヘリコプター等の応援要請の実施

2 林野所有（管理）者の活動体制

(1) 基本方針

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行う。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（総務課・農林課・東御消防署）

林業関係者に対し、消防機関、警察等と連携を図り初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

イ 林野所有（管理）者等が実施する対策

初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力をを行う。

第4節 消火活動

第1 基本方針

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

第2 主な活動

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合はヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災発生時において、関係機関が連携して初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域的な応援を得て迅速かつ的確な消防活動を行う。

2 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（総務課・東御消防署）

市は、林野火災の状況を的確に把握して次に掲げる事項について、応急措置を講ずる。

(ア) 通報連絡

林業関係機関及び林業関係団体に通報して、必要と認めるときは、(イ)・(ウ)・(エ)に掲げる応援機関に通報して応援を得て、消火活動を実施する。

(イ) 市町村相互応援

林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があるため火災の拡大に伴い当市のみでは消火できないと判断したときは、市町村の相互応援協定により、応援状況を勘案して他の市町村に対し応援を指示する。

(ウ) 長野県消防防災ヘリコプター応援

長野県消防防災ヘリコプターの応援を必要とするときは「長野県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」により要請する。（別紙1参照）

(エ) 広域航空消防応援

広域航空消防応援を必要とするときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要領」により要請する。（資料32参照）

(オ) 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣を要請するときは、風水害対策編第3章「災害応急計画」第6節「自衛隊災害派遣計画」により要請する。

(カ) 林野火災空中消火

「長野県林野火災空中消火実施要領」に基づきヘリコプターによる空中消火を実施する。（別紙2参照）

(キ) 市は、林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるため消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方法を講ずる。

- a 出動部隊の出動区域
- b 出動順路と防御担当区域
- c 携行する消防機材及びその他の器具
- d 指揮命令及び連絡要領ならびに通信の確保
- e 応援部隊の終結場所及び誘導方法
- f 応急防火線の設定
- g 救急救護対策

h 住民等の避難

i 空中消火の要請

イ 関係機関が実施する対策（中部森林管理局）

国有林火災の場合の通報連絡

国有林又は国有林付近の林野火災を覚知した営林署は、速やかに関係消防機関に通知するとともに火災の拡大防止に努める。

第5節 二次災害の防止活動

第1 基本方針

林野火災により、荒廃した箇所においてはその後の降雨等により倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害を防止するための措置を講ずる。

第2 主な活動

二次災害発生を防止する措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供を行う。

第3 活動の内容

1 二次災害の防止

(1) 基本方針

危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（建設課・農林課）

(ア) 機能を失った森林に起因する二次災害の発生予想・影響等について調査し、危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行うとともに土砂災害等の防止対策を検討する。

(イ) 緊急点検の結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

第3章 災害復旧計画

第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

第2 主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

(2) 市の実施対策（農林課）

(ア) 保安林及び保安林の指定を行い管理してゆく必要のある公益的に重要な森林においては、土砂の移動を防止するための柵工・土留工などの施設と組み合わせて植栽して森林を造成する。

(イ) 消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

林野火災における連絡体制

東御市
東御消防署



上田地域振興局
上田地域広域連合消防本部
上田警察署
関係機関
市民等

(別紙1)

長野県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第4項の規定に基づき、消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として、要綱第13条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で次の要件を充たす場合に運航するものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合。）
- (3) 非代替性 航空機以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない場合。）

(緊急運航の要請基準)

第4 緊急運航は、前条の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(1) 救急活動

ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、有効であると認められる場合

なお、必要に応じて医師を搭乗させることができる。

イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 河川、湖等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助

河川、湖等での救難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

イ 高層建築物火災における救助

地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助

山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

エ 高速道路等での事故等における救助

航空機事故、列車事故、高速道路等での大規模事故等で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

オ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防ぎょ活動

ア 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の輸送

交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の輸送及び輸送手段がない場合又は航空機による輸送及び輸送が有効と認められる場合

エ その他、特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集

地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ ガス爆発、高速道路等での大規模事故等の状況把握及び情報収集

ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

ウ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

オ その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援に関する活動

他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、次の各号によるものとする。

(1) 要綱に基づき、災害が発生した市町村及び消防事務に関する一部事務組合並びに広域連合(以下「市町村等」という。)の長が消防防災航空センター所長(以下「運航責任者」という。)に行う。

(2) 地域防災計画に基づき、指定地方行政機関等の長が危機管理部消防課長(以下「総括代行責任者」という。)に行う。

2 前項第1号の要請は、消防防災航空隊に対して電話にて速報後、長野県消防防災航空隊出動要請書(様式第1号)によりファクシミリを用いて行うものとする。

3 第4の(1)のウで規定する転院搬送のうち、傷病者を県外の医療機関に搬送する場合は、県外転院搬送に係る情報票(様式第2号)を、前項の要請書に添付するものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、総括代行責任者が別に定める事案の外、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、別途指定する航空隊員（運航指揮者という。）に直ちに要請内容に対応する出動体制を指示をするとともに、市町村等の長にその旨を回答しなければならない。

（受入れ体制）

第7 緊急運航を要請した市町村長等の長は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに必要に応じ、次の受入れ体制を整えるものとする。

- （1） 離着陸場所の確保及び安全対策
- （2） 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- （3） 空中消火用資機材、水利の確保
- （4） その他必要な事項

（報告等）

第8 運航指揮者は、緊急運航中に把握した災害の状況を、緊急活動報告書（様式第3号）により、速やかに総括代行責任者に報告するものとする。

- 2 緊急運航を要請した市長村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書（様式第4号）により、速やかに運航責任者に報告するものとする。

（その他）

第9 この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

（附 則）

- この要領は、平成 9年9月25日から施行する。
この要領は、平成12年4月 1日から施行する。
この要領は、平成13年4月 1日から施行する。
この要領は、平成13年6月18日から施行する。
この要領は、平成18年4月 1日から施行する。
この要領は、平成24年4月 1日から施行する。
この要領は、平成27年4月 1日から施行する。

長野県消防防災航空隊出動要請書

緊急直通電話 0263-85-5511、5512

F A X 0263-85-5513

航空隊受信時間	時 分現在		
1 要請機関名	TEL	発信者	
2 災害種別	(1) 救 急 (2) 救 助 (3) 火 災 (4) 災害応急 (5) その他		
3 要請内容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者搬送 他 ()		
4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目標) (離着陸場所)	市・町・村		番地
	平成 年 月 日	午前・午後	時 分頃
5 気象条件 (現 場)	視程 m	天気 雲量 (高 m)	風向
	風速 m/s	気温 °C (警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職名・氏名		
7 通信手段 (現 場)	無線種別 (全国波・県波・市町村波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)		
8 傷 病 者 等	氏 名	年 齡	歳 性別 男・女
9 傷病名・症状			
10 傷病者搬送 (着陸場所等)	出動先 所在地 及 び 目 標 (病院名)	搬送先 所在地 及 び 目 標 (病院名)	
11 要請日時	平成 年 月 日 (曜日)	時 分	
12 他の航空機の活動要請	(有・無) 機関名	機数	機

※ 以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後連絡します。

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン
2 到着予定時刻	平成 年 月 日 (曜日) 時 分
3 活動予定時刻	時間 分
4 必要資器材	
※ その他特記事項	

航空隊担当者

緊急活動速報

平成 年 月 日現在

要請活動種別	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)偵察 (5)その他		
要請者			
発生場所			
発生日時 (要請日時)	平成 年 月 日 () 天候 ()		
事故概要			
死傷者等	死者(性別・年齢) 計 名	負傷者等 うち重傷 名 中等症 名 軽症 名	
	行方不明 名		
要援護者数 (見込み)	名	救助人員	名
活動の状況			
その他参考事項			
報告者氏名		活動従事者	

災 害 状 況 報 告 書

平成 年 月 日現在

災 害 種 別		(1)火災	(2)救助	(3)救急	(4)偵察	(5)その他
要 請 者						
発 生 場 所						
日 時 等	発 生 (要 請)	月 日 時 ()	発 生 時 気 象	天 候 風 温 速 速 其 他 ()	°C m/s	
	収 束	月 日 時 ()				
災 害 の 概 要		(到着時の状況)				
		(収束時の状況……死傷者数、焼損程度等)				
活 動 の 概 要 (数 日 に 亘 る 場 合 日 毎 の 内 容)						
そ の 他 特 異 事 項 等						
報 告 者 氏 名			連 絡 先			

消防防災ヘリコプターの緊急応援要請フローチャート

